



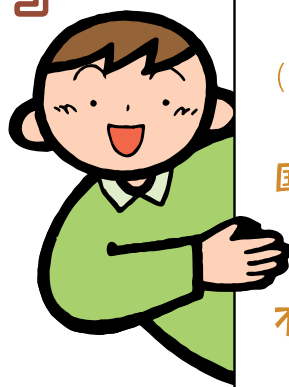
平成18年3月27日合併、「山武市」として船出

『住所表示の 特 集 変更に伴う手続き』

合併に伴う公的機関などへの住所変更の届出等の手続きについては、ほとんどのものが、必要ありません。

また、住民票や戸籍の記載事項も職権で自動的に修正されることになります。

土地や建物などの不動産についても登記簿等の住所変更は、自動的に修正されますので、個人での手続きは、必要ありません。



町村関係 2～3ページ

- ・国民健康保険・老人保健・児童手当・身体障害者手帳・原付のナンバーなど

千葉県関係 3～7ページ

- ・旅券・各種登録、申請、許可等の変更届けなど

(県警察関係) 7ページ

- ・運転免許証・自動車保管場所など

国関係 8ページ

- ・自動車車検証・自動車検査証・国民年金・社会保険など

不動産登記関係の取扱い 8ページ

新市「山武市」誕生へ PR

成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の庁舎等に新市誕生を住民にアピールする懸垂幕が設置されました。

庁舎等に設置された懸垂幕

成東町役場

山武町役場
車庫棟

蓮沼村役場

松尾町役場



合併に伴う必要な手続き

平成18年3月27日に成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町が合併し、新市「山武市」が誕生します。

これに伴い、皆さんの住所の表示が変更されます。この住所表示に伴う各種手続きの取扱いについて、主なものをご紹介します。

なお、変更手続きが必要なものは、合併日の平成18年3月27日以降に行っていただくことになりますが、表中の問い合わせ先は現時点のものです。

住所表示変更証明

合併に伴う住所表示の変更に関する証明書（無料）が必要な場合は、平成18年3月27日以降、本庁・支所で交付します。

【町・村関係】

	項 目	手続き	手 続 き の 方 法 等	問 い 合 わ せ 先	
1	住民票・戸籍	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。		
2	住民基本台帳カード	不要	新市において、随時カードの裏面に修正の記載を行います。なお、希望により新しいカードと交換します。ただし、有料となります。		
3	印鑑登録証	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 現在の登録証については、合併後、随時新しい登録証と交換します。		
4	外国人登録証明書	不要	新市において、随時カードの裏面に修正の記載を行います。		
5	国民健康保険 ◆被保険者証 ◆被保険者資格証明書 ◆高齢受給者証 ◆標準負担額減額認定証 ◆限度額適用・標準負担額減額認定証 ◆特定疾病療養受療証	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい被保険者証等は、平成18年7月末の更新となります。	成東町住民課 山武町住民課 蓮沼村住民課 松尾町住民課	0475-80-1141 0475-89-3622 0475-86-4938 0479-80-7129
6	老人保健 ◆医療受給者証 ◆老人医療限度額適用・標準負担額減額認定証 ◆特定疾病療養受療証	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい受給者証等は、平成18年7月下旬に郵送いたします。	成東町保健福祉課 山武町健康支援課 蓮沼村保健福祉課 松尾町保健福祉課	
7	乳幼児医療費助成受給券	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 新しい助成受給券は、切替時期に郵送しますので、お手元に届きましたらご確認のうえ、旧助成受給券をお返してください。		
8	国民年金関係	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。		
9	介護保険被保険者証	不要	要介護認定を受けている方には新しい被保険者証を平成18年4月中に郵送しますので、お手元に届きましたら、ご確認のうえ、旧被保険者証をお返してください。 要介護認定を受けていない方は、現在のものをご利用ください。	成東町高齢者支援課 山武町福祉課 蓮沼村保健福祉課 松尾町住民課	
10	介護保険の各種減額認定証	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 ただし、変更を希望される方は、合併後に申請をお願いします。		
11	要介護（更新）・要支援（更新）認定	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。		
12	はり、きゅう、マッサージ 施術利用者助成券	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町高齢者支援課 山武町福祉課 蓮沼村保健福祉課 松尾町保健福祉課	0475-80-1281 0475-89-3632 0475-86-4936 0479-80-8338
13	税等の口座振替	不要	すでに、届け出済みのものについては、住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町税務課 山武町税務課 蓮沼村財務課 松尾町税務課	0475-80-1152 0475-89-3616 0475-86-4935 0479-80-7127
14	介護保険料の口座振替	不要	すでに、届け出済みのものについては、住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町高齢者支援課 山武町福祉課 蓮沼村保健福祉課 松尾町住民課	0475-80-1282 0475-89-3634 0475-86-4936 0479-80-7208
15	母子健康手帳（別冊含む）	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町保健福祉課 山武町健康支援課 蓮沼村保健福祉課 松尾町保健福祉課	0475-80-1171 0475-89-3627 0475-86-3811 0479-80-8383
16	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 希望の方は、届け出により住所の変更をします。	成東町保健福祉課 山武町福祉課 蓮沼村保健福祉課 松尾町保健福祉課	
17	精神障害者通院医療費 公費負担	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。		

【町・村関係】				
	項 目	手続き	手 続 き の 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
18	支援費の受給者証	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町保健福祉課 山武町福祉課 蓮沼村保健福祉課 松尾町保健福祉課 0475-80-1172 0475-89-3632 0475-86-4936 0479-80-8338
19	特別障害者手当 障害児福祉手当 など	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
20	重度心身障害者医療費	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
21	福祉タクシー利用券	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
22	児童手当 児童扶養手当 特別児童扶養手当	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
23	保育所	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町学校教育課 山武町学校教育課 蓮沼村教育委員会 松尾町教育委員会 0475-80-1251 0475-89-3652 0475-86-3847 0479-80-7145
24	小・中学校 幼稚園	不要	公立の小・中学校及び幼稚園については、住所変更の手続きは、必要ありません。 ただし、私立の幼稚園については、各幼稚園にお問い合わせください。	
25	郵便等投票証明書	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
26	政治活動用事務所証票	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
27	町村道占用許可	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
28	公共用財産使用許可	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町建設課 山武町都市建設課 蓮沼村地域振興課 松尾町建設課 0475-80-1182 0475-89-3642 0475-86-4934 0479-80-7141
29	境界確定協議書	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
30	屋外広告物許可	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
31	入札参加資格者登録	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
32	行政財産使用許可	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
33	交通災害共済	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町総務課 山武町総務課 蓮沼村総務課 松尾町総務課 0475-80-1114 0475-89-3607 0475-86-4931 0479-80-7117
34	原動機付自転車（125CC以下）、小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 ※成東町、山武町、蓮沼村、松尾町のナンバープレートは、合併後もそのまま使用できます。	成東町税務課 山武町税務課 蓮沼村財務課 松尾町税務課 0475-80-1151 0475-89-3616 0475-86-4935 0479-80-7126
35	法人市民税に係る法人等の異動（変更）届	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
36	し尿汲み取り手数料等の口座振替	不要	すでに届け出済のものについては、住所変更の手続きは、必要ありません。	山武郡市広域行政組合 環境アクアプラント 0475-54-0531
37	学校給食費の口座振替	不要	すでに届け出済のものについては、住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町学校給食センター 山武町学校給食センター 蓮沼村学校給食センター 松尾町学校給食センター 0475-82-2015 0475-89-1921 0475-86-2194 0479-86-2164
38	水道料金の口座振替	不要	すでに届け出済のものについては、住所変更の手続きは、必要ありません。	山武郡市広域水道企業団 お客様センター 山武町水道課 0475-50-4132 0475-89-3647
39	犬の登録	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	成東町生活環境課 山武町経済環境課 蓮沼村地域振興課 松尾町生活環境課 0475-80-1161 0475-89-3626 0475-86-4934 0479-80-7672
40	その他旧町村で発行した証書・証明書など	不要	原則として、住所変更の手続きは、必要ありませんが、詳しくは、町村の担当課にお問い合わせください。	
41	広報紙の郵送	要	広報紙の配布方法は、新聞折込になります。 郵送を希望される方は、各町村までご連絡をお願いします。	成東町企画課 山武町秘書広報室 蓮沼村企画調整課 松尾町総務課 0475-80-1132 0475-89-3603 0475-86-4932 0479-80-7118

【千葉県関係】					
	項 目	該当者	手続き	手 続 き の 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
1	旅券（パスポート）	有効旅券所持者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 【申請をする方】 旅券申請のために取得した6ヶ月以内の住民票、戸籍謄（抄）本は、合併前のもので使用できます。	東上総県民センター 〔山武事務所〕 中央旅券事務所 0475-54-0611 043-238-5715
2	自動車税、自動車取得税申告書(自動車税納税義務者の送付先変更)	自動車の取得者	不要	県が職権で住所変更を行います。 住所変更の手続きは、必要ありません。	自動車税事務所 043-243-2721
3	法人等の設立等報告書（事務所等の所在地変更）	納税義務者	不要	県が職権で住所変更を行います。 住所変更の手続きは、必要ありません。	東金県税事務所 0475-54-0223

【千葉県関係】					
	項 目	該 当 者	手 続 き	手 続 き の 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
4	免税軽油使用者証書換申請書	免税軽油使用者 (共同使用者)	不要	県が職権で住所変更を行います。 住所変更の手続きは、必要ありません。	東金県税事務所 0475-54-0223
5	軽油引取税特別徴収義務者登録・変更申請書	特別徴収義務者			
6	軽油取引税に係る営業の開廃等の届出書	元売業者、特約業者、 石油製品販売業者及び軽油製造業者			
7	ゴルフ場利用税に係る登録変更届出書	特別徴収義務者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	東金県税事務所 0475-54-0223
8	政治団体の異動届	政治団体	要	政治資金規正法第7条の規定による届出事項の異動届の提出が必要となります。	県選挙管理委員会 043-223-2143
9	公益法人の定款又は寄附行為の変更許可申請	公益法人	不要	事務所の住所変更の手続きは、定款又は寄附行為の変更許可を取らないで変更し、その旨を届け出てください。	各公益法人所管課
10	公益法人の登記に関する届出	公益法人	要		
11	宗教法人規則の変更認証申請	宗教法人	不要	規則の変更認証を取らないで変更し、その旨を届け出てください。	県学事課企画宗務室 043-223-2120
12	危険物関連・危険物取扱者免状	免状取得者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県消防地震防災課消防室 043-223-2177
13	消防用設備等関連・消防設備士免状	免状取得者			
14	戦傷病者手帳	戦傷病者手帳保持者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県健康福祉指導課援護恩給室 043-223-2346
15	社会福祉法人・公益法人の認可	社会福祉法人・公益法人	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 定款変更時に併せて手続きを行ってください。	県健康福祉指導課調整指導室 043-223-2351・2606 県児童家庭課子ども家庭支援室 043-223-2322・2320 県児童家庭課少子化対策室 043-223-2324 県高齢者福祉課施設福祉推進室 043-223-2593 県障害福祉課（施設サービス） 043-223-2308 （居宅サービス） 043-223-2335・2336 県医療整備課医療整備推進室 043-223-3878
16	育成医療・養育医療・療育医療の給付受給者	受給者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	山武健康福祉センター〔山武保健所〕 0475-54-0611
17	特定疾患治療研究事業	本事業の認定患者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県健康増進課 043-223-2662
18	特定疾患特別介護手当支給事業				
19	乳幼児医療対策事業の現物給付	受給者及びその保護者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県児童家庭課（母子保健担当） 043-223-2332
20	小児慢性特定疾患治療研究事業	受給者及びその保護者			
21	母子寡婦福祉資金貸付制度	貸付を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県児童家庭課（母子福祉担当） 043-223-2320
22	身体障害者福祉法第15条による医師指定書	身体障害者福祉法による指定医師	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県障害福祉課 043-223-2306
23	支援費制度事業者指定書	支援費制度サービス提供指定事業者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県障害福祉課（施設サービス） 043-223-2308 （居宅サービス） 043-223-2335・2336
24	老人診療報酬に係る施設基準の届出	届出をしている保険医療機関	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県保険指導課国保・老人医療室 043-223-2377
25	介護保険指定事業所の指定	介護保険指定事業所の指定を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県保険指導課介護保険室 043-223-2395
26	病院（診療所）開設許可（届出）事項中一部変更届	病院（診療所）	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	山武健康福祉センター〔山武保健所〕 0475-54-0611
27	助産所開設許可（届出）事項中一部変更届	助産所の届出をしている者			
28	医療法人の定款（寄附行為）変更認可申請	医療法人	要	定款（寄附行為）記載の住所の変更認可申請が必要となります。 必要書類等については、医療整備課までお問い合わせください。	県医療整備課医療整備推進室 043-223-3878
29	介護老人保健施設の許可等	介護老人保健施設開設者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県医療整備課医療整備推進室 043-223-3879
30	薬事法に基づく変更届	医薬品等製造販売業者、製造業者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県薬務課 043-223-2620
31	薬局等医薬品販売業許可証（一般、薬種商、特例）	許可証の交付を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 希望の方は、申請により住所の変更をします。	山武健康福祉センター〔山武保健所〕 0475-54-0611

【千葉県関係】						
	項 目	該 当 者	手 続 き	手 続 き の 方 法 等	問 い 合 わ せ 先	
32	薬事法に基づく許可証書換交付申請（医薬品製造・販売業）	許可証の交付を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 希望の方は、申請により住所の変更をします。	県薬務課 043-223-2620	
33	毒物劇物取締法に基づく変更届	毒物劇物製造・輸入・販売業者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	山武健康福祉センター〔山武保健所〕 0475-54-0611	
34	毒物劇物取締法に基づく登録票書換交付申請			住所変更の手続きは、必要ありません。 希望の方は、申請により住所の変更をします。		
35	食品営業許可	食品の営業許可を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 継続許可申請時に手続きを行ってください。		
36	ふぐ営業認証	ふぐの営業認証を受けている者		住所変更の手続きは、必要ありません。 希望の方は、住所表記の変更手続きを行ってください。		
37	ふぐ処理師免許申請	免許を受けている者		住所変更の手続きは、必要ありません。		
38	製菓衛生師免許申請	免許を受けている者				
39	化製場設置等の許可	許可を受けている者				
40	動物取扱業の届出	届出をされている者				
41	危険な動物の飼養（保管）等の許可	許可を受けている者				
42	理容所、美容所、クリーニング所の開設の届出	許可を受けている者				
43	旅館業、公衆浴場業、興行場の営業許可	許可を受けている者				
44	特定建築物の届出	届出をされている者				
45	特定建築物事業登録	登録をされている者				
46	食鳥処理の事業の許可	許可を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	東総食肉衛生検査所 0479-62-2887	
47	鳥獣捕獲許可証、従事者証、狩猟免状、狩猟者登録証	許可証等の所持者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 更新時や変更許可申請時、狩猟者登録申請時に、住所変更の手続きを行ってください。また、希望により、住所変更の手続きを行うことができます。	上総県民センター 山武事務所 0475-54-0222	
48	貸金業の登録	貸金業者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 更新時や変更届け出時に併せて手続きを行ってください。	県民生活課 043-223-2795	
49	特定非営利活動法人の認証	認証を受けている法人	要	成東町、山武町、蓮沼村、松尾町の法人は、定款変更届出書（第5号様式）により事務所所在地の変更を届け出てください。また、役員の住所が、当該町村内の場合は、役員の変更等届出書の提出が必要になります。	N P O活動推進課企画法人室 043-223-4137	
50	旅行者、旅行者代理業の登録	登録を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県観光課 043-223-2418	
51	通訳案内業免許	免許証所持者				
52	事業協同組合等の定款変更認可	事業協同組合、企業組合、商工組合等	要	組合の地区又は事務所の所在地について、定款変更を行い、認可申請を行う必要があります。なお、手続きの詳細については、千葉県中小企業団体中央会にお問い合わせください。（Tel 043-242-3277）	県経営支援課団体調整室 043-223-2704	
53	大規模小売店舗立地法の届出	大規模小売店舗を設置する者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 ただし、大規模小売店舗立地法に基づく届出をしている店舗であって、合併に伴い店舗の名称、設置する者又は小売業者名を変更する場合は変更届け出が必要となります。	県経営支援課商業・大型店室 043-223-2932	
54	工場立地の届出	届出者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名、工場名等を変更する場合は、変更手続きが必要となります。	県産業振興課産業企画室 043-223-2719	
55	電気工事業者登録・届出	電気工事業の登録を受けている者	要	新市で発行する住所表示変更証明書を添付のうえ、変更届け出を提出してください。	県保安課 043-223-2722	
56	電気工事士免状（第1種・第2種）	電気工事士免状を受けている（届出を行っている）者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 免状の住所の欄をご自身で訂正してください。		
57	高圧ガス関連免状	免状を受けている者		住所変更の手続きは、必要ありません。		
58	土地改良区の定款変更	土地改良区	要	事務所の所在地及び地区の表示を変更する場合は、定款の修正を行い、その旨の知事宛の届出を山武農林振興センターに提出してください。	県農村整備課 043-223-2781	
59	土地改良区の印鑑登録変更	土地改良区	要	登録事項を変更する場合は、登録事項変更届を山武農林振興センターに提出してください。	県農村整備課 043-223-2781	
60	飼料の製造業者輸入業者及び販売業者の届出	飼料の製造業者輸入業者及び販売業者の届出をしている者	要	変更届の手続きを行ってください。	県農業総合研究センター検査業務課 043-291-0151	
61	特殊肥料生産業者の届出書	届出書を提出し受理された者	要	変更届出書を提出してください。		
62	肥料販売業務開始の届出書	届出書を提出し受理された者	要	変更届出書を提出してください。		
63	家畜人口授精所の開設の許可	許可を受けている者	要	申請事項異動届の手続きを行ってください。		
					東部家畜保健衛生所 0475-52-4101	

【千葉県関係】

	項 目	該 当 者	手 続 き	手 続 き の 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
64	ふ化業者の登録	ふ化業者の登録を受けている者	要	登録申請事項変更届の手続きを行ってください。	東部家畜保健衛生所 0475-52-4101
65	動物用医薬品販売業許可	許可を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 許可更新時に住所の変更を行います。 なお、希望により合併時に手続きをすることもできます。	東部家畜保健衛生所 0475-52-4101
66	飼育動物の診療施設の開設届出	届出をしている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
67	動物用医薬品等の製造及び製造販売業の許可	許可を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県畜産課 043-223-2938
68	動物用高度管理医療機器等販売・賃貸業許可	許可を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 許可更新時に住所の変更を行います。 なお、希望により合併時に手続きをすることもできます。	東部家畜保健衛生所 0475-52-4101
69	動物用管理医療機器販売・賃貸業届出	届出をされている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
70	林地開発許可申請	許可を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 ただし、合併に伴い会社名・組織名等が変更になる場合は、変更手続きが必要です。	山武農林振興センター 0475-54-1121
71	林業種苗生産事業者登録	登録を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県みどり推進課 043-223-3630
72	漁業の許可	許可証の交付を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 漁業許可更新時に住所の変更を行います。なお、希望により合併時に手続きをすることもできます。	県水産課漁業調整室 043-223-3042 銚子水産事務所 0479-22-8397
73	漁船登録	登録票の交付を受けている者		住所変更の手続きは、必要ありません。 漁業許可更新時に住所の変更を行います。なお、希望により合併時に手続きをすることもできます。	
74	船籍登録	登録票の交付を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 日本小型船舶検査機構に業務移管中であり、希望される方は、日本小型船舶検査機構で登録手続きをしてください。	県水産課漁業調整室 043-223-3042 日本小型船舶検査機構 千葉支部 043-224-2888
75	遊漁船業者の登録	登録票の交付を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 変更を希望される方は、管轄する機関で手続きできます。	県水産課漁業調整室 043-223-3042 銚子水産事務所 0479-22-8397
76	共同・区画・定置漁業権の免許	免許を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県水産課漁業調整室 043-223-3042
77	開発行為の変更許可申請	開発行為の許可申請をされている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県都市計画課 043-223-3244 山武地域整備センター 建築宅地課 0475-54-1133
78	開発行為の変更届出	開発行為の届出をされている者			
79	宅地造成工事計画変更届出	宅地造成工事許可申請者			
80	宅地造成工事造成主住所等変更届出	宅地造成工事許可申請者			
81	工事計画変更の届出	優良宅地認定申請者			
82	被災宅地危険度判定士	判定士	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県都市計画課 043-223-3244
83	解体工事業の登録	登録を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県技術管理課 043-223-3440
84	建設業の許可	許可証の交付を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県建設・不動産業課建設業・契約室 043-223-3108
85	千葉県建設工事等入札参加者資格者名簿	名簿に登録されている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県建設・不動産業課建設業・契約室 043-223-3113
86	宅地建物取引業者免許	免許所持者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 名簿登録事項変更届提出時に新住所で手続きを行ってください。 免許証の書換えを希望される業者は、書換え交付申請書を提出してください。	県建設・不動産業課 不動産業室 043-223-3238
87	宅地建物取引主任者資格	資格登録者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 資格登録簿変更登録申請書提出時に新住所で手続きを行ってください。	
88	道路占有許可	占有許可を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	山武地域整備センター 0475-54-1131
89	流水の占用の許可	占有許可を受けている者			
90	河川区域の土地の占用の許可	許可等を受けている者			
91	河川区域内の土石等の採取の許可	許可等を受けている者			
92	河川区域内の工作物の新築等の許可	許可等を受けている者			
93	河川区域内の土地の掘削等の許可	許可等を受けている者			
94	海岸保全区域内の占用許可 海岸保全区域内の行為許可	許可等を受けている者			

【千葉県関係】					
	項 目	該当者	手続き	手 続 き の 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
95	一般公共海岸区域内の 占用許可 一般公共海岸区域内の 行為許可	許可等を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	山武地域整備センター 0475-54-1131
96	急傾斜地崩壊危険区域内の 行為許可	許可を受けている者			
97	地すべり防止区域内の 行為許可	許可を受けている者			
98	港湾法・千葉県港湾管理 条例等に基づく許可書等	許可等を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 許可書等に記載の住所変更を希望する場合は、変更届を提出してください。	県港湾課 043-223-3826
99	都市計画法第53条第1項の 規定による建築の許可	許可を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県都市整備課市街地整備室 043-223-3616
100	屋外広告業の届出	屋外広告業の届け出済事業者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 変更届の際に、併せて手続きを行ってください。	県公園緑地課 043-223-3996
101	建築士事務所登録	建築士事務所の開設者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 更新時に新住所で申請してください。	県建築指導課指導防災室 043-223-3185
102	浄化槽工事業の登録・ (特例浄化槽工事業者)届出	登録・届け出をした者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 更新時に新住所で申請してください。 ただし、合併に伴い会社名、組織名等変更する場合は、変更手続きが必要です。	
103	被災建築物応急危険度判定土	判定土所持者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県建築指導課指導防災室 043-223-3183
104	千葉県福祉まちづくり 条例適合証	交付を受けている者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県建築指導課建築審査室 043-223-3188
105	建築確認済証				
106	県立図書館の資料貸出券	図書貸出券所持者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 年度更新時に新住所に変更してください。	県教育庁生涯学習課 生涯学習推進室 043-223-4167
107	まなびシステム “ちばネット”手帳	手帳所持者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
108	銃砲刀剣類の登録	所持者	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	県教育庁文化財課文化財保護室 043-223-4082

【千葉県警察関係】					
	項 目	手続き	手 続 き の 方 法 等	問 い 合 わ せ 先	
1	自動車保管場所証明	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	成東警察署	0475-82-0110
2	通行禁止・駐車禁止除外標章・許可証	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。 なお、希望により住所変更の手続きができます。	許可証を発行した警察署	
3	乗車又は積載の制限外許可証				
4	運転免許証	不要	変更届出の手続きは、必要ありません。 この届け出は、免許証の更新時に併せて手続きをすることができます。	成東警察署 運転免許センター	0475-82-0110 043-274-2000
5	風俗営業許可証	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。なお希望により住所等の記載事項変更届の手続きができます。(手続きを希望される方は、新市で発行する住所等の変更に関する証明書の添付が必要です。)この届け出は、更新時に併せて手続きをすることができます。	成東警察署 0475-82-0110	
6	風俗営業管理者証				
7	特例風俗営業者認定証				
8	古物営業許可証				
9	質屋営業許可証				
10	古物市場主許可証				
11	警備業認定証				
12	警備員指導教育責任者資格者証				
13	警備員に係る検定合格証				
14	機械警備業務管理者資格者証				
15	猟銃・空気銃所持許可証				
16	銃砲所持許可証				
17	刀剣類所持許可証				
18	人命救助等に従事する者届出済証明書				
19	使用人届出済証明書				
20	猟銃用火薬类等譲受許可証				

【国関係】

	項 目	手続き	手 続 き の 方 法 等	問 い 合 わ せ 先
1	不動産の所在(土地・建物の登記)		下欄の千葉地方法務局からのお知らせをご覧ください。	千葉地方法務局 成東出張所 0475-82-2536
2	不動産の所有者等の住所			
3	会社等(商業・法人登記簿)の本店、支店、代表者の住所など			
4	自動車車検証(軽自動車<三輪・四輪>)	使用者や所有者の住所が成東町、山武町、蓮沼村、松尾町と記載されている検査証については、新市名に変更したものとみなされ、合併前の記載のままでも有効となります。 希望の場合は、申請により、住所の記載を新市名に変更することができます。 したがって、申請がない場合は、継続検査を受けて返付される自動車検査証は、合併前の住所の記載となります。		軽自動車検査協会 千葉事務所 043-245-0163
5	自動車検査証(普通自動車、小型二輪自動車<250CC超>)	使用者や所有者の住所が成東町、山武町、蓮沼村、松尾町と記載されている車検証については、合併前の記載のままでも支障がありませんが、継続検査等の申請に併せて変更されるようお願いします。 なお、申請にあたっては、新市で発行する住所表示の変更にに関する証明書および車検証ならびに使用者の押印が必要になります。		関東運輸局 千葉運輸支局 043-242-7337
6	国民年金・厚生年金の年金受給者・加入者の住所	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	千葉社会保険事務所 043-242-6320
7	政府管掌健康保険加入事業所	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
8	厚生年金保険加入事業所の所在	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	
9	政府管掌健康保険被保険者証(社会保険)	成東町、山武町、蓮沼村、松尾町の事業所にお勤めの方の被保険者証の記号が変更になりますので、事業主を経由して、被保険者証の交換が必要となります。		
10	恩給受給者住所	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	総務省 人事・恩給局 03-5273-1400
11	国税に関する各種届出書等の住所	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	東金税務署 0475-52-3121
12	公共職業安定所への諸手続き	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	ハローワーク 千葉 043-242-1181 ハローワーク 茂原 0475-25-8609
13	労働安全衛生法による免許証・技能講習終了証の住所	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	千葉労働局 労働基準部 安全衛生課 043-221-4312
14	就業規則届 時間外労働協定(36協定)届 安全衛生関係届 労働保険関係届	不要	住所変更の手続きは、必要ありません。	東金労働基準監督署 0475-52-4358

千葉地方法務局からのお知らせ

成東町・山武町・蓮沼村・松尾町の新市（山武市）合併に伴う住所変更等に関する取り扱い手続きについて

★登記の管轄について

成東町・山武町・蓮沼村・松尾町の山武市への合併後も不動産登記及び商業・法人登記の管轄の変更は行いません。従来どおり、成東出張所で取り扱います。

★不動産登記の事務の取り扱いについて

1 土地・建物の所在の表示について

不動産登記事項中、物件所在欄の名称（成東町・山武町・蓮沼村・松尾町）は、不動産登記法により「山武市」へ変更されたものとみなされますので、登記簿謄本等の各種証明書は、変更前の名称で交付されます。

なお、変更後の名称を登記簿謄本等に記載することを希望される方は、窓口にお申し出ください。

2 土地・建物の所有者・抵当権者等の住所の表示について

所有者・抵当権者等の住所の表示については、不動産登記法により、新市名に変更されたものとみなされますので、変更手続きの必要はありません。

なお、所有者、抵当権者等の住所の表示を成東町・山武町・蓮沼村・松尾町から「山武市」へ変更することを希望される方は、変更登記を申請していただくことになります。

★商業・法人登記の取り扱いについて

市町村合併により、商業・法人登記の本店及び主たる事務所並びに役員の住所の変更は、すべて法務局で実施しますので、お客様から申請していただく必要はありません。

なお、法務局では、平成18年3月27日以降、順次、修正作業を実施していきますが、すべての作業が完了するまでの間に変更を希望される方は、申し出をすることができます。

詳しくは、千葉地方法務局成東出張所

(電話0475－82－2536) までお問い合わせください。

各町村へのお問い合わせは

成東町 企画課

0475 (80) 1131

蓮沼村 企画調整課

0475 (86) 4932

山武町 企画課

0475 (89) 3612

松尾町 企画課

0479 (80) 7120

山武中央合併協議会事務局

成東町殿台296番地 保健福祉センター内3階
(成東町役場隣)

TEL：0475(80)1300

E-mail：office@sanbu-gappei.jp

ご意見・ご質問などありましたら事務局へお寄せください。

8

office@sanbu-gappei.jp